

令和5年度（2023年）

戸建木造住宅

耐震診断士派遣事業 利用の手引き

申込者（市民の皆様）向け
[令和5年度4月募集開始分]

- 熊本市の戸建木造住宅の耐震化事業 . . . P 1
- 耐震診断の利用について . . . P 3
 - 1. 申し込みの前に確認すること . . . P 3
 - 2. 事業の流れ . . . P 5
 - 3. 事業の実施 . . . P 6
 - 4. その他の手続き . . . P 10
- 「申込書」記入例 . . . P 11
- よくある質問 . . . P 12

お問い合わせ先

熊本市 住宅政策課（市役所9階）

〒860-8601

住所：熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号：096-328-2449

FAX 番号：096-359-6978

メールアドレス：jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp

熊本市の戸建木造住宅の耐震化事業

熊本市では、平成12年5月31日以前の戸建木造住宅の耐震化に対する支援を行います。今後起こりうる地震に備え、お住まいの耐震化をご検討ください。

耐震診断

耐震診断士がご自宅に伺い、目視及び図面等により住宅を調査し、耐震性を評価します。

派遣

耐震診断に要する費用
5,500円(定額)



補強

設計改修一括

耐震診断士が行った補強設計・工事監理及び改修工事を一括で実施した場合が補助の対象です。

補助

補助金額の算定については改修工事費用の4/5以内(上限100万円)

補強

設計改修一括 (段階的耐震改修)

設計改修一括の改修工事を時期を分けて2段階で実施するものです。
(住民税非課税世帯のみ対象)

補助

【1段階目耐震改修工事】
補助金額の算定については改修工事費用の4/5以内(上限70万円)

補助

【2段階目耐震改修工事】
補助金額の算定については改修工事費用の4/5以内(上限100万円-1段階目補助額)

建替え

建替え設計工事一括

同一敷地での建替えが対象です。

※熊本地震による被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象の住宅は対象外となります。

補助

建替え工事費用の4/5以内(上限100万円)

部分補強

耐震シェルター

睡眠スペース等を守るための装置を、寝室など住宅の一部に設置します。

補助

費用の1/2以内(上限20万円)

★熊本市から施工会社へ補助金を直接支払うことができます(代理受領制度)。

申込者の皆様が準備する資金は、工事等の費用から補助金額を除いた額となります。

※設計改修一括及び設計改修一括(段階的耐震改修)の補助から補強計画設計のみ(費用の2/3以内で上限14万円の補助)に切り替えることも可能です。

その後、耐震改修工事を行う場合は、耐震改修工事の補助(費用の1/2以内で上限60万円の補助)となります。また、段階的耐震改修工事を行う場合は、1段階目耐震改修工事の補助(費用の1/2以内で上限42万円の補助)と、2段階目耐震改修工事の補助(費用の1/2以内で、「上限は60万円-1段階目の補助額」となります。

●実施の状況と注意点等

	耐震診断	設計改修一括		
		補強計画設計	工事監理	耐震改修工事
実施内容	<p>耐震診断士が床下や天井裏などから行った目視調査と図面などをもとに耐震診断書を作成します。</p>  <p>床下の調査</p>	<p>「どこをどのように補強するか」など、耐震診断士と話し合っ て案を固め、設計図を作成 します。また、耐震診断で 確認できなかった部分を もう一度詳しく調査しま す。耐震診断士に依頼し 、補強工事のための設 計図等を作成します。</p>	<p>耐震改修工事が、設計 図書通りに施工がされて いるかの確認や工事中 の問題や設計内容の変 更に対応する等、正確な 耐震性能を確保するた めの重要な業務です。</p>	<p>補強計画・設計で作成 をした設計図をもとに 「壁の中に筋交いを取 り付ける」「屋根を重 い瓦から軽い金属板に 変える」などの工事を 行います。</p>  <p>↑屋根軽量化 筋交補強↑</p>
<p>○上部構造評点について</p> <p>耐震診断の結果は、「上部構造評点」という点数で表されます。</p> <p>上部構造評点が1.0以上の場合、建築基準法が規定する強さ以上の耐震性能を有すると判断されます。</p> <p>上部構造評点1.0未満の住宅を1.0以上となるように補強することを「耐震化」といいます。</p>				
費用	<p>図面の有無にかかわらず5,500円</p>	<p>(参考)過去の設計契約額 約20～40万円</p>	<p>(参考)過去の工事監理契約額 約20～40万円</p>	<p>(参考)過去の工事契約額 約200～400万円</p>
<p>○補強計画設計・工事監理・耐震改修工事の平均額について</p> <p>上記金額はあくまでも平均の金額です。</p> <p>金額は住宅の規模や上部構造評点等によって異なります。</p>				
注意点	<p>天井裏と床下のいずれにも入れない場合は調査を実施できません。</p>	<p>耐震性の確保（上部構造評点1.0以上）を目指して耐震診断士が行う補強計画・設計が対象です。</p>	<p>上部構造評点1.0以上の耐震性を確保する工事が対象です。また、<u>適切に工事を行うために耐震診断士による工事監理が必要</u>です。</p>	
期間	2～4ヶ月程度	3～6ヶ月程度	2～6ヶ月程度	

●耐震診断の利用について

1. 申し込みの前に確認すること

(1) 事業の対象となる住宅

次の条件をすべて満たす必要があります。

1. 熊本市内にある、人が住んでいる又は住む見込みがある戸建木造住宅
(併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの)
2. 在来軸組構法又は伝統的構法によって建てられたもの
※対象住宅かどうか分からない場合は、事前にご相談ください。
3. 3階建てまでのもの
4. 平成12年5月31日以前に着工したもの
(昭和56年6月1日以降に着工したものは、熊本地震による罹災証明を取得されているもの
や被害写真等により被害が確認できるもの)
5. 平成12年6月1日以降に増築した場合、増築部分の床面積が延床面積の2分の1以下のもの
6. 原則として、建築基準法に係る違反のないもの
7. 過去にこの事業又は他の事業の補助金等の交付を受けて耐震診断をしたことのないもの

(2) 事業の対象となる方

次の条件をすべて満たす必要があります。

1. 住宅の所有者
(所有者による申し込みが不可能な場合は、代理者による申し込みが可能です。詳しくは「P12
よくある質問 問8 代理者と認められるのは誰か。」を参照ご覧ください。
なお、貸家等の所有者が申し込みを行う場合、借借人の同意が必要となります。)
2. 市税の滞納が無いこと

(3) 本事業で行う耐震診断

本事業の耐震診断は、「一般診断法」により住宅が本来持っている耐震性を明らかにするものです。
外観や床下・天井裏などを目視により調査するもので、壁や床・天井等を破壊するなどの調査は
行いません。

目視調査が困難な部分は、調査を行った主要な部分からの類推により評価を行う診断方法です。

※熊本地震で壊れた部分の補修を目的に調査するものではありません。

(4) 本事業で耐震診断を行う耐震診断士

本事業においては、指定派遣機関が選定した耐震診断士を熊本市から派遣します。

熊本市に登録されている耐震診断士は、熊本市がホームページや窓口で公開する「熊本市戸建木造
住宅耐震診断士名簿」で確認できます。

(5) 耐震診断に要する費用

1戸につき、5,500円です。(図面の有無に関わらず定額です。)

※別途、振込手数料が必要です。

※耐震診断に要する費用の5,500円を振り込まれた後に、本事業を辞退する場合または現地調査で事業対象外と判断された場合についても、耐震診断に要する費用の返還はできませんのでご了承ください。

(6) 申込み期間・募集戸数・提出先

申込み期間：令和5年(2023年)4月12日(水)から5月10日(水)※消印有効

申込み方法：住宅政策課へ申込書等を原則郵送でご提出ください。

また、令和4年度より申込者本人からのみの電子申請が可能となりましたので、
詳細は市ホームページまたはお電話にてお尋ねください。

募集戸数：120戸程度(募集戸数を越える申し込みがあった場合は抽選を行います。)

※電話、FAX等では申し込みの受付はできません。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

※詳しくは6ページの「(1) 耐震診断士派遣の申し込み」をご覧ください。

(7) 申込書の内容と印鑑

記載内容に間違いがあり、本事業の対象外であることが判明すると、診断の途中であっても中断し、診断結果が得られない場合がありますので、ご注意ください。

「申込書」や「耐震診断結果報告書」に使用する印鑑は、認印で結構です。ただし、浸透印(シャチハタ等)は使用できません。各書類共に同じ印鑑を使用してください。

(8) 住宅の図面はありますか

住宅の図面は、耐震診断をするうえで役立ちます。ご自宅に建築確認通知書(建築確認済証)や図面があるかを確認してください。申し込み時に住宅の図面がある場合は図面の写しをご用意ください。(P7 確認通知書の表紙(参考)、各階平面図(参考) 参照)

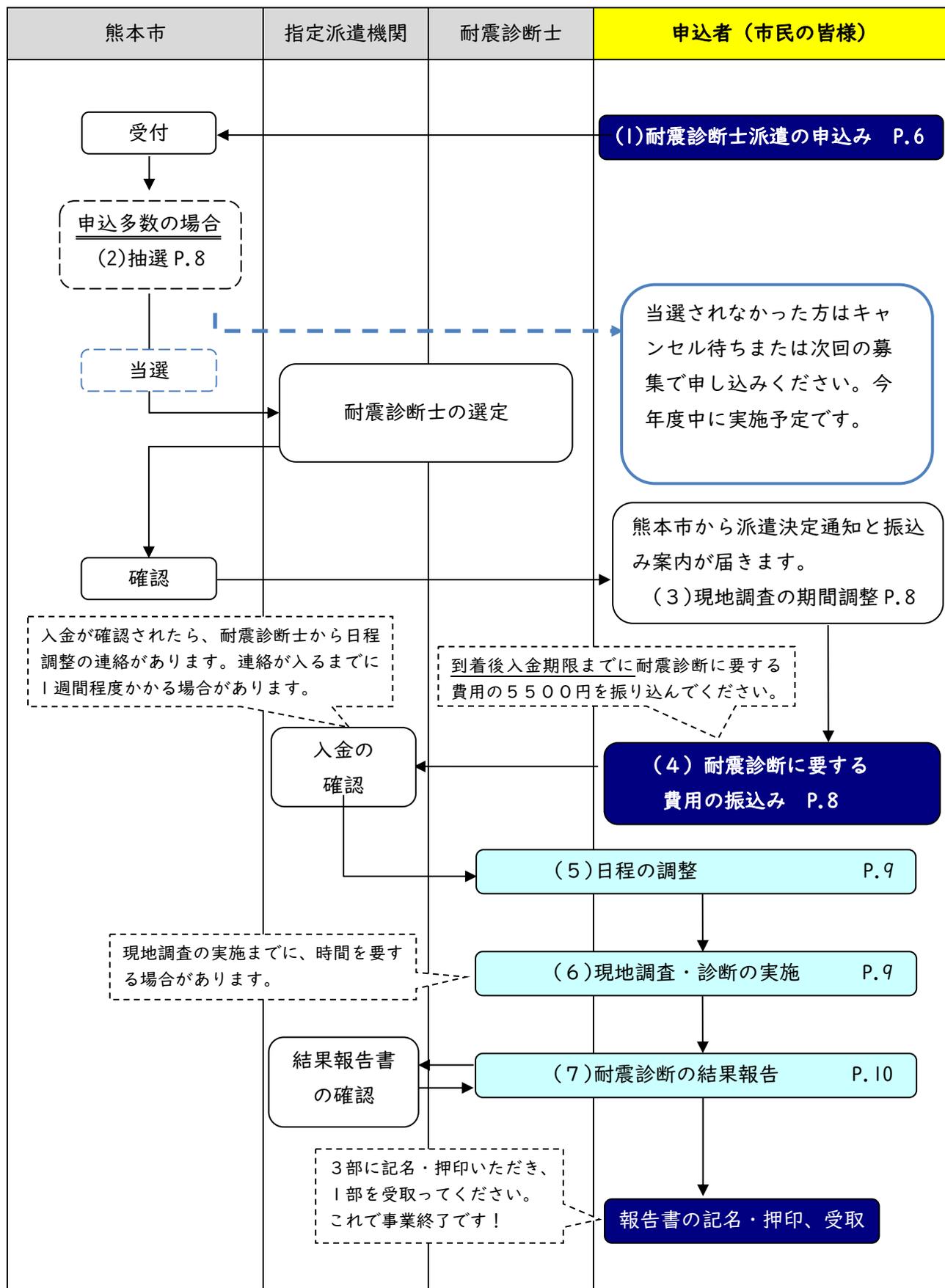
図面がない場合でも耐震診断を実施することは可能ですが、調査の時間が長くなったり、診断の正確性が落ちる可能性があります。

※住宅の図面は建築確認通知書と一緒に綴じてあることが多いです。

(9) 床下・天井裏を確認することができますか

本診断では、床下・天井裏からの調査を実施します。申込書の提出前に必ずご自宅の床下や天井裏(1階、2階とも)にどこから入っていただけるかを確認してください。畳の下、台所の床下収納、押入れの天井などを容易に取り外せる箇所がある事例が多いです。床下、天井裏すべて入れない場合は、受付できません。

2. 事業の流れ



※ (1) 耐震診断士派遣の申し込み～(7) 耐震診断の結果報告までの説明は、次ページ「事業の実施」から記載しています。

3. 事業の実施

(1) 耐震診断士派遣の申込み

○申込み期間：令和5年（2023年）4月12日（水）から5月10日（水）

○提出方法：住宅政策課へ申込書等を原則郵送でご提出ください。

また、令和4年度より申込者本人からのみの電子申請が可能となりましたので、詳細は市ホームページまたはお電話にてお尋ねください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

○提出先：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 住宅政策課

○提出書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1) 熊本市耐震診断士派遣申込書 ※必要な箇所に記入と押印をしてください。 記入例 P 11	ホームページ ※入手先がご不明な場合はご連絡ください。
	(2) 住宅の図面（各階平面図）や建築確認通知書の写し ※まずは、住宅の図面をお探しく下さい。 ※住宅の図面は建築確認通知書と一緒に綴じてあることが多いです。 ※図面が無くても申し込みはできます。 例 確認通知書の表紙（参考）、各階平面図（参考） P 7	申込者が準備
	(3) 住宅の外観の写真 ※住宅の外観の写真（2方向以上）を現像してください。 ※写真は、コピー用紙にプリントしたもので構いません。 例 住宅の外観写真（参考） P 8	申込者が準備
	(4) 昭和56年6月1日以降に建てられた住宅は 熊本地震に関するり災証明書の写し ※り災証明を取得していない場合は、被害状況がわかる写真と罹災報告書を添付してください。 (罹災報告書はホームページで入手できます。)	申込者が準備 ※入手先がご不明な場合はご連絡ください。

※申込書の「7. 注意事項」をよく読んで、申込書の記入・提出をしてください。

※申込書を提出する際に不足書類があった場合は後日ご提出していただきます。

○点検入口の確認について

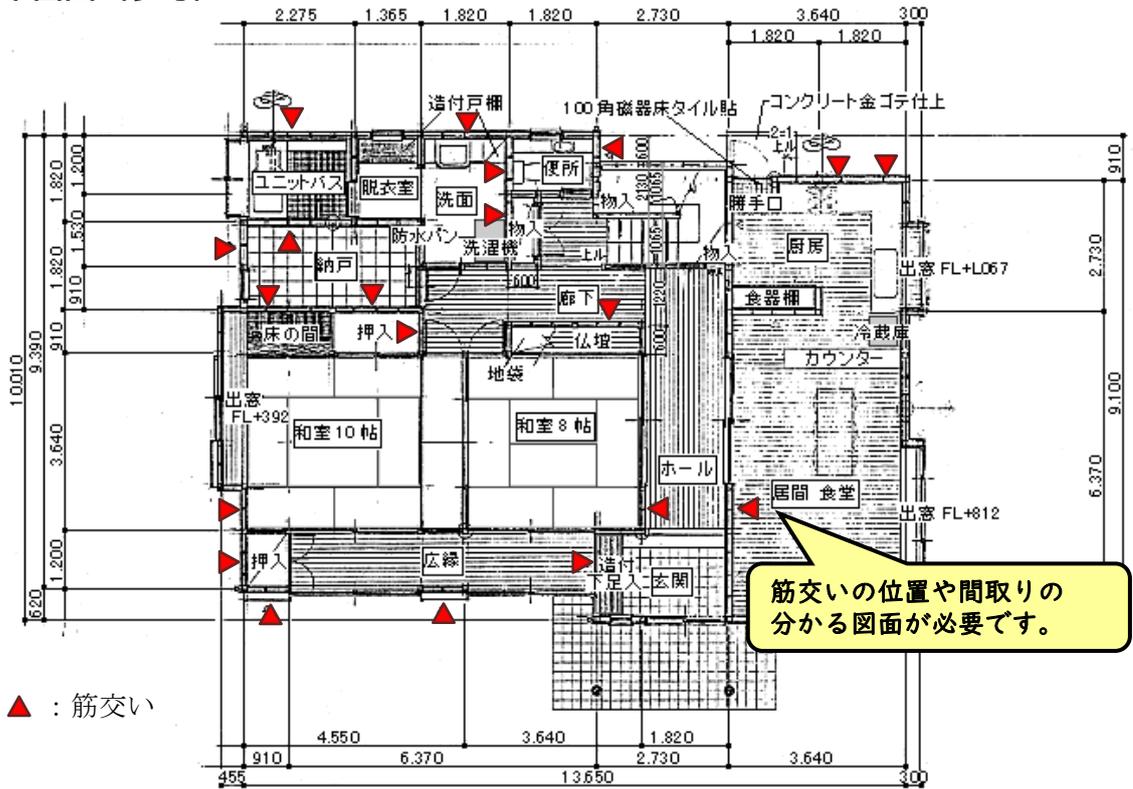
確認事項
<input type="checkbox"/> 天井裏の点検ができますか？ ※ 申込書に天井裏の点検入口を記入いただきます。(押入れの天井を外して入れる など)
<input type="checkbox"/> 床下の点検ができますか？ ※ 申込書に床下の点検入口を記入いただきます。(台所の床下収納から入れる など) ※ 畳の部屋があり、畳を上げて床下に入ればそれでも構いません。

○確認通知書の表紙（参考）

副		確認通知書（建築物）	
この申請書及び添付図書に記載の建築物の許可は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律ならびにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを確認しましたので通知します。			
建築番号第	1. 234 号	熊本 太郎	熊本市 建築主事
建築年月日	昭和 56 年 5 月 3 日	熊本 太郎	熊本市 建築主事
建築主住所氏名	熊本市中央区手取本町1番1号 天草 一郎		電話 096-125-456
設計者資格	(一級) 建築士 (大臣) 登録 123456 号		熊本市中央区手取本町1番2号 熊本二郎一級建築士事務所 熊本 二郎 (印)
住所氏名	熊本市中央区手取本町1番2号 熊本二郎一級建築士事務所		電話 096-234-5678
建築士事務署名	(一級) 建築士事務所 (県知事) 登録第 1234 号		電話 096-234-5678
敷地の位置	イ、地名地番	熊本市中央区手取本町123番地	
	ロ、用途地域	(住居) 商業、準工業、工業、指定なし	区画整理 市街化区域、市街化調整区域 都市施設、風致、宅造規制
	ハ、防火地域	防火、準防火、(指定なし)	その他の地域 地域、地区
主要用途	専用住居	工事種別	(新築) 増築、改築、移転
	申請部分	申請以外部分	合計
敷地面積	123.45 m ²		123.45 m ²
建築面積	76.54 m ²		76.54 m ²
延べ面積	100.98 m ²		100.98 m ²
工着手予定日	昭和56年 5月	工事完了予定日	昭和56年 9月 1日



○各階平面図（参考）



▲ : 筋交い

2階建ての場合は、2階の平面図も必要です。

1階平面詳細図 1/50

○住宅の外観の写真（参考）



※外壁のひび割れ等がわかる写真ではなく、建物の全体の状況がわかるよう撮影してください。

（２）抽選

申し込みが多数の場合は抽選を行います。立会人へのみ、詳細な日時、場所をお伝えします。当日は立会人以外の抽選会場への入室はできません。

抽選結果は申込者全員へ郵送にてお知らせをいたします。また、本市ホームページでも抽選結果を公開いたします。

（３）現地調査の期間調整

申込書に記入いただいた現地調査の希望の期間によって調整させていただきますが、耐震診断士の派遣可能な件数を超えた期間については、先着順によって決定します。ご希望に沿えない場合は、第二希望、第三希望の期間にさせていただきます。

現地調査の期間は「耐震診断士派遣決定通知書」でお知らせいたします。

（４）耐震診断に要する費用の振込み

申込書の受付後、指定派遣機関が派遣する耐震診断士を決定したら、熊本市から申込者へ「耐震診断士派遣決定通知書」と「振込み案内」（振込先が記載されたもの）を郵送します。

○振込み案内に記載の振込先に耐震診断に要する費用の5,500円を振り込んでください。

※振込みは「耐震診断士派遣決定通知書」が届いてから、通知書に書かれている入金期限までにお願いします。

※耐震診断士が派遣されるのは、振込みが確認された後になります。

※振込みの際にかかる振込手数料は、申込者の負担となります。詳しくは、振込みを行う前に、銀行の窓口で確認してください。

※耐震診断に要する費用の5,500円を振り込まれた後に、本事業を辞退する場合または現地調査で事業対象外と判断された場合についても、耐震診断に要する費用の返還はできませんのでご了承ください。

(5) 日程調整

指定派遣機関が耐震診断に要する費用である5,500円の入金確認を行った後、耐震診断士から現地調査の日程について連絡がございますので、耐震診断士と日程の調整を行ってください。

※現地調査の際は、申込者の立会いが可能な日時で調整してください。

※連絡までに1週間程度かかる場合がありますので、ご了承ください。耐震診断士からの連絡がない場合は、熊本市へお問い合わせください。

※申込者へ連絡が取れない場合は、耐震診断士が連絡を数回行ったり、留守番電話にメッセージを残すなどの対応をさせていただきます。

(6) 現地調査・診断の実施

日程調整した日時に、耐震診断士が現地調査に訪問します。耐震診断士は「熊本市戸建木造住宅耐震診断士登録証」を携帯しています。現地調査前に提示されますので、耐震診断士本人であることを確認してください。

○所要時間：2～4時間程度（住宅の規模や図面の有無によります）

○現地調査当日は、立会いが必要です。

※聞き取りにより事業の対象となる住宅であるか、増築の経緯などを確認します。

※目視により外観や床下、天井裏及び各部屋の調査を行います。事前に床下・天井裏の入口の周りを片付けておくことで作業がスムーズに行えますのでご協力をお願いします。

※可能な限り、耐震診断士の車1台分の駐車スペースを用意してください。



天井裏の調査



畳の下から床下へ



床下点検口



床下の調査

◎床下や天井裏などから住宅の内部を確認できない場合、現地調査の実施前に天井や床下に新たに点検口を設けていただくか、進入できない箇所の調査は省略します。調査範囲が限られると、上部構造評点が低くなる場合があります。

(7) 耐震診断の結果報告

耐震診断士は、現地調査で得られたデータに基づき、「耐震診断結果報告書」を作成します。

- 結果報告の準備が整いしだい耐震診断士から連絡がありますので、日程を調整し、耐震診断結果の報告を受けてください。
- 耐震診断結果報告書3部に記名、押印し、そのうち1部を受取ってください。

※現地調査から結果報告まで1ヶ月半から2ヶ月程度時間を要する場合があります。

※耐震診断の結果で不明な点は、耐震診断士にお尋ねください。

耐震診断結果報告書 (参考)		
上部構造評点	0.40	
	1.5以上	倒壊しない
	1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
	0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
※上部構造評点のうち最小の値	○ 0.7未満	倒壊する可能性が高い
<p>1階X方向の上部構造評点が最も低く、0.40「倒壊する可能性が高い」という結果となった。</p>		

補強の
必要あり

この部分に「上部構造評点」が記載されます。
※上部構造評点についてはP.2をご覧ください。

◆住宅の耐震化に向けて

耐震診断の結果報告を受け、耐震改修工事をお考えの場合は、補助制度を活用することができます。その旨を耐震診断士に伝え、申請書の作成を依頼してください。補助を活用される場合は、契約される前に申請が必要となります。

また、建替え設計工事一括、耐震シェルターの補助制度もあります。補助の内容については、住宅政策課までお気軽にお問い合わせ下さい。

4. その他の手続き

◆本事業の対象外の住宅であることが判明した場合

現地調査の段階で事業対象外であることが判明した場合は、耐震診断士から熊本市に報告があり、事業は終了となります。事前に事業対象の住宅であるか確認を十分行ってください。

◆辞退をする場合

申し込み後、辞退する場合は、住宅政策課に連絡してください。

※耐震診断に要する費用の5,500円を振り込まれた後に、本事業を辞退する場合または現地調査で事業対象外と判断された場合についても、耐震診断に要する費用の返還はできませんのでご了承ください。

診断士派遣【要綱】

様式第1号 (第5条関係)

申込書記入例

熊本市耐震診断士派遣申込書

熊本市長 大西 一史 様

基準	図面	
旧・新	有・無	

令和 年 月 日

熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条の規定により、熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業を申し込みます。

1. 申込者

住所	〒861-0000 熊本市××区××1丁目1-1		
フリガナ	アマクサ ゴロウ	所有者様	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ (所有者との続柄)
氏名	天草 五郎	印	天草
生年月日(西暦)	19××年 1月 1日	電話番号	096-×××-××××

2. 対象住宅の概要

住宅の所在地	(※上記住所と異なる場合のみ記入) 熊本市 区	居住者	<input checked="" type="checkbox"/> 居住者あり (<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 貸家) <input type="checkbox"/> 現在は空家だが、居住予定
構造等	木造一戸建 (平屋・ 2階 ・3階)	形態	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (用途)
床面積	(※わかる場合に記入) 1階 (60) m ² ・ 坪 2階 (40) m ² ・ 坪 3階 () m ² ・ 坪	着工年	明・大・昭 平 (3) 年
図面の有無	<input type="checkbox"/> 無 (建築確認通知等の有無もご確認ください。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 (簡易な図面しかない場合は【無】にチェック)	増築の有無	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (増築) 8 年頃

3. 申込前に確認いただきたい事項 (点検入口がある部屋等を記載してください。)

天井裏の点検入口	1階 押入(和室)	2階 押入(洋室)	3階	<input type="checkbox"/> 点検できない
床下の点検入口	台所の床下収納			1階、2階それぞれの点検入口がある部屋等を記入してください。

4. 現地調査の日程について (希望の期間にチェックを入れて下さい)

第一希望	<input checked="" type="checkbox"/> いつでもよい	<input type="checkbox"/> 7月~8月上旬	<input type="checkbox"/> 8月下旬~9月	<input type="checkbox"/> 10月~11月
第二希望	<input checked="" type="checkbox"/> いつでもよい	<input type="checkbox"/> 7月	<input type="checkbox"/> 8月	<input type="checkbox"/> 9月~11月
第三希望	<input checked="" type="checkbox"/> いつでもよい	<input type="checkbox"/> 7月	<input type="checkbox"/> 8月	<input type="checkbox"/> 9月~11月

※現地調査の日程は先着順で決定します。

5. 抽選会の立会人について

抽選会を実施する場合立会いはできますか	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---------------------	---

6. 診断士 (指定派遣機関の希望がある場合は、1つに○印をつけてください。)

<input checked="" type="radio"/> 一般社団法人 熊本県建築士事務所協会	※希望する耐震診断士がいる場合は記入してください。	
<input type="radio"/> 一般社団法人 熊本県建築協会	登録番号	氏名
<input type="radio"/> 公益社団法人 熊本県建築士会	J-●	熊本 太郎

7. 注意事項

耐震診断士派遣をお申込みいただくにあたり、以下の記載事項をしっかりとお読みになり、内容についてご理解いただき、ご承知いただいた上でお申込みください。

申込み前に必ず確認してください。

よくある質問

【対象となる住宅について】

問1. 伝統的構法等は、事業対象とならないのか。

答：昭和25年以前着工の伝統的構法の住宅についても、事業対象として耐震診断できます。申込書の着工年については、できる限り正確に記載をお願いします。

※「伝統的構法」とは、柱・梁等の主要構造部が木材で作られており、貫、さし鴨居、土壁等が多く用いられている日本古来の木造軸組のこと。主に建築基準法制定（昭和25年）以前に建てられている。

問2. 木造の店舗や事務所、アパートなどは補助対象とならないのか。

答：店舗や事務所、アパートなどは補助対象となりません。ただし、店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものに限る）については、戸建木造住宅に含むと定義しており、店舗部分も含めて事業対象となります。

問3. 増築した部分がある場合、耐震診断の事業対象の取り扱いはどうなるのか。

答：接続状況を確認し、一体で診断することが適当と判断された場合は既存部分と増築部分一体で診断を行います。ただし、平成12年6月1日以降に増築した部分が延床面積の2分の1を超えている場合は、全体が事業の対象外となります。

問4. 旧耐震基準とはなにか。

答：基準法施行令の「耐震に関する構造関係規定（新耐震基準）」が施行される前の基準のことです。旧耐震基準で建てられた住宅は、新耐震基準（現行の建築基準法）を満たしていない可能性が高いと考えられます。

問5. なぜ対象住宅の条件が「平成12年5月31日以前着工」なのか。

答：昭和56年6月1日以降の耐震基準で建てられた住宅であっても、平成12年5月31日以前に着工した住宅については柱と梁の接合部仕様等が明確化される前に建てられており、現行法の基準を満たしていない可能性があるためです。

問6. 空き家の耐震診断はできるのか。

答：居住する見込みのあるものについては、耐震診断を実施することができます。

その場合は、誓約書（耐震診断等の後に居住することを示したもの）を提出していただくことで対象としています。

【申込について】

問7. 住宅の所有者以外が代理で耐震診断を申し込むことは可能か。

答：原則として、申込者は住宅の所有者としていますが、代理者の方でも申し込むことができます。

問8. 代理者として認められるのは誰か。

答：代理者として認められるのは、配偶者または2親等以内（父母、子、兄弟、姉妹、孫など）の方です。貸家の場合、申込者は所有者となりますが、賃借人にも耐震診断の実施について了解を得る必要があります。（同意書は自由様式ですが、ご希望があれば雛形を窓口等で配布いたします。）

問9. 申し込み前に自費で耐震診断を行った場合、事後の申し込みにより耐震診断の補助を受けることは可能か。

答：診断に着手する前に申し込みを行う必要があり、事後の申し込みはできません。

【耐震診断の実施について】

問10. 診断にかかる時間はどの程度か。

答：住宅の規模にもよりますが、建物調査に要する時間の目安は2時間～4時間程度と考えています。ただし、図面が無い場合等は、図面作成等の時間も見込む必要があります。

問11. 図面が無くても診断できるのか。

答：診断はできます。図面が無い場合、現地調査時に耐震診断士が診断を実施するための簡単な平面図を作成し診断を実施します。ただし、図面から得られる情報がないため上部構造評点を算出する上で精度が落ちる可能性があります。

問12. 天井裏や床下に入れないと診断はできないのか。

答：基礎や床の状況、柱と梁の接合状況、筋交いの有無などについて得られる情報が多いほど、精度の高い評点を出すことができます。こういった情報は、天井裏や床下に入れないと得られません。天井裏や床下に入れる状況に無い住宅は、点検口を設置いただくか、入れない箇所の調査は省略します。なお、天井裏と床下いずれにも入れない場合は耐震診断の申し込みができませんのでご注意ください。

問13. 現地調査時点で、一部鉄骨造であるなどの理由により事業対象外であることが判明した場合、耐震診断は実施できるのか。

答：一部鉄骨造であることが明らかとなった場合には、耐震診断を実施することはできません。熊本市から申込者に、「耐震診断士派遣取消通知書」にて、事業対象外であったため診断ができなかった旨を通知します。この場合、耐震診断士は「耐震診断対象外住宅報告書」の提出が必要となるため、書類作成のための調査には協力いただく必要があります。

問14. ツーバイフォー構法（2×4構法）で建てられた住宅は対象とならないのか。

答：ツーバイフォー構法（2×4構法）によって建てられた住宅は昭和56年5月31日以前に建てられたものについても現行の建築基準法に適合しているため対象となりません。

※対象住宅かどうか分からない場合は、事前にご相談ください。